



道路交通法一部改正
12月1日から施行

いわゆる「ながら運転」罰則強化



運転中に携帯電話やスマートフォンを手に持って通話や画面を注視したり、カーナビ等の画面を注視したりする「携帯電話使用等」（いわゆる「ながら運転」）による交通事故は全国的に増加傾向にあります。

悲惨な交通事故を防止するために、運転中の「携帯電話使用等」に関する罰則が強化され、違反点数及び反則金が引き上げられました。

◇罰則の強化◇

携帯電話使用等（交通の危険）

携帯電話やスマートフォン等は
安全な場所に停止して使用しましょう！



※運転中に、携帯電話等の使用により、交通事故を起こしたり、道路交通に具体的な危険を生じさせた場合

3か月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

改正

1年以下の懲役
又は30万円以下の罰金

携帯電話使用等（保持）

※運転中に携帯電話等を手に持って通話したり、画像を注視し、懲役刑や罰金が適用される場合

5万円以下の罰金

改正

6か月以下の懲役
又は10万円以下の罰金

◇反則金と違反点数の引上げ

| 違反行為 | 反則金 | 違反点数 |
|--------------------|-------------|------|
| 携帯電話使用等 (交通の危険) | 大型車 12,000円 | 2点 |
| | 普通車 9,000円 | |
| | 二輪車 7,000円 | |
| | 原付車 6,000円 | |
| 携帯電話使用等 (保持) | 大型車 7,000円 | 1点 |
| | 普通車 6,000円 | |
| | 二輪車 6,000円 | |
| | 原付車 5,000円 | |

改正

| 反則金 | 違反点数 |
|-------------|------|
| 刑事罰が適用 | 6点 |
| 大型車 25,000円 | 3点 |
| 普通車 18,000円 | |
| 二輪車 15,000円 | |
| 原付車 12,000円 | |

大幅に引上げ

◇運転免許の効力の仮停止の対象行為に追加◇

携帯電話使用等（交通の危険）の違反をし、交通事故を起こして人を死傷させた場合、運転免許の仮停止の対象となりました。

※運転免許の仮停止とは、悪質で危険な運転行為をした場合、即座に運転免許を停止できるものです。

◇ 県警のホームページにも掲載しています。(アドレス www.police.pref.ishikawa.lg.jp/)

◇ 毎月1日、15日（土・日・祝・年始の場合、翌平日）に新情報を配信します。

